

産業建設委員会・教育民生委員会連合審査会記録	
開 会 年 月 日	令和 2 年 9 月 4 日
開 会 時 刻	午前 9 時 59 分
閉 会 時 刻	午前 11 時 08 分
出 席 委 員 名	産業建設委員会
	◎辻 孝記 ○宮崎 誠 野口佳子 小山 敏
	浜口和久 山本正一 宿 典泰 世古口新吾
	教育民生委員会
	◎福井輝夫 ○吉井詩子 中村 功 上村和生
	北村 勝 野崎隆太 吉岡勝裕
	世古 明 議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	野口佳子 小山 敏
担 当 書 記	森田晃司
審 査 案 件	継続調査案件 中心市街地活性化に関する事項 ・伊勢市駅前 B 地区市街地再開発事業について
説 明 員	都市整備部長、都市整備部次長、都市計画課長、
	健康福祉部長、健康福祉部次長、福祉総務課長、その他関係参与

審査経過

辻委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、会議録署名者に野口委員、小山委員を指名した。

その後、直ちに議事に入り、継続調査となっている「中心市街地活性化に関する事項」を議題とし、当局から報告を受け、質疑の後、引き続き調査を行うことで決定し、連合審査会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前 9 時 59 分

◎辻孝記産業建設委員会委員長

ただいまから、産業建設委員会・教育民生委員会連合審査会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

会議録署名者 2 名は、委員長において野口委員、小山委員の御両名を指名いたします。

本日御審査願います案件は、継続調査案件の「中心市街地活性化に関する事項」であります。

議事の進め方につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記産業建設委員会委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいさせていただきます。

【中心市街地活性化に関する事項】

〔伊勢市駅前 B 地区市街地再開発事業について〕

◎辻孝記産業建設委員会委員長

それでは、継続調査案件の「中心市街地活性化に関する事項」を御審査願います。

「伊勢市駅前 B 地区市街地再開発事業について」当局からの説明をお願いします。

都市計画課長。

●中村都市計画課長

それでは「伊勢市駅前 B 地区市街地再開発事業について」御説明申し上げます。

前回の連合審査会以降、資金計画等について施行者や関係機関と協議を重ねてまいりました。保健福祉拠点施設及び再開発事業の協議内容につきまして御報告させていただきます。

それでは資料を御覧ください。本日御説明させていただく内容は大きく 2 点あり、保健福祉拠点施設についてと再開発事業についてでございます。

まず、1 点目の保健福祉拠点施設について御説明させていただきます。

伊勢まちなか開発株式会社から入居条件が提示されておりますが、一時金 12 億円の条件については、これまでどおり保健福祉拠点施設の入居条件としては認められないという考え方は変わっておりません。

保健福祉拠点施設が入居するためには、一つ目に長期収支計画における健全運営が確保されていること、二つ目に不動産鑑定及びコンサルタントにより示された適正な条件の範囲内で、かつ他の公益施設との整合が取れた条件であること、これら二つの条件を満たす必要があると考えております。

続きまして、2 点目の再開発事業について御説明させていただきます。

経過の（１）は、事業認可権者である三重県から施行者へ都市再開発法に基づき助言されたことについて記載しております。一つ目は、早急に伊勢市と協議を行い、基本協定を締結すること。二つ目は、施行者が提示している一時金 12 億円を含めた入居条件での基本協定が締結できない場合において、事業計画及び資金計画について、保留床の売却、資本金の増資、その他制度の活用などを検討し策定することでございます。

経過の（２）につきましては、前回の連合審査会以降、資金計画等について施行者と協議を重ねてまいりました。施行者の資金計画が課題になっている状況及び三重県から施行者への助言も踏まえ、次の２点について金融機関と協議した再開発事業が成立する計画を求めています。

一つ目は、①の保留床の売却による再開発事業計画でございます。

ここで保留床について御説明させていただきます。再開発事業により建設された施設には、権利床と保留床があります。権利床とは再開発事業前に権利を有する方に分配される床のことです。B 地区の場合 1 階の約 570 ㎡がこれに当たります。これに対し、保留床とは施設の床全体から権利床及び共有部分を引いたものとなります。B 地区の場合は 1 階の一部と 2 階から 12 階までの約 11,200 ㎡がこれに当たります。

①については、保留床をできる限り売却することにより借入金を減らし、健全な収支計画とすることを目的としております。

二つ目は、②の都市開発資金の貸付に関する法律に基づく貸付金制度を活用した再開発事業計画でございます。

再開発事業を成立させる計画としては、まず①の保留床を売却し、借入金を減らしていただくのが重要と考えております。しかしながら、保留床が売却できない可能性も十分に考えられるため、売却ができなかった場合の計画として、②の貸付金制度を活用した計画を検討しておく必要があると考えております。

②の貸付金制度の趣旨について御説明させていただきます。

市街地再開発事業とは、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって公共の福祉に寄与する公共性の高い事業であるため、国・市においても制度に基づき支援しているところでございます。また、市街地再開発事業に対しては事業促進のために交付金や融資制度など様々な助成制度が設けられており、都市再開発法では第 122 条における費用の補助について、第 123 条には必要な資金の融通またはあっせんその他の援助について記載されています。

このようなことから、伊勢市の玄関口である伊勢市駅前の再開発事業を促進するため、保留床の売却ができなかった場合に、三重県からの助言にもあったその他制度の活用とし

て、既存の貸付金制度により支援することを検討しております。

資料の 2 ページを御覧ください。都市開発資金に関する貸付に関する法律に基づく貸付金制度の資料でございます。

この制度の趣旨としましては、市街地再開発事業を施行する再開発会社等に対し地方公共団体が無利子貸付を行う場合に、その資金の一部について国が無利子資金を貸付けすることにより円滑な市街地再開発事業の推進を図るものです。

今回検討しておりますのは、表の右側の「保留床取得資金貸付金」でございます。貸付内容としましては、保留床管理法人等、つまり再開発会社等の保留床取得費に対する貸付となっております。貸付対象者は、施行者、組合員、再開発会社の株主等の出資による保留床管理法人または再開発会社となっております。

貸付けの流れについては記載のとおりでございます。

3 ページ表の右側を御覧ください。主な貸付要件等について御説明させていただきます。

貸付者は地方公共団体となります。

貸付対象者は記載のとおりでございます。

対象事業は、市街地再開発事業の施行者が施設建築物または施設建築敷地の全部または一部を公募して譲渡しようとしたにも関わらず譲渡できなかった場合に、当該保留床の全部または一部の取得に必要な費用でございます。

貸付額は保留床取得に要する費用の 2 分の 1 以内となっております。その内 2 分の 1 以内を国が地方公共団体に貸付する制度でございます。つまり、現在の B 地区の場合、施行者が再開発ビルの保留床を公募したが譲渡できなかったとき、再開発ビルを管理運営しようとする会社がその床を買い取る費用の 2 分の 1 以内を市が貸付け、また市が貸付けた費用の 2 分の 1 を国が市に貸し付けるということになります。

貸付利率及び償還方法等につきましては、貸付利息は無利子で、償還期間は 25 年以内、措置期間として 10 年までは返済が猶予され、償還方法は均等割で半年ごとに償還することとなっております。

その他として、貸付者となる市が認めた担保または保証人が必要となっております。

貸付金制度についての説明につきましては以上となります。

現在、市から施行者に対し、「保留床を売却し、再開発事業が成立する計画」と「資料 1 ページの (1)、(2) を満たす入居条件とした上で、貸付金制度を活用した再開発事業が成立する計画」を提出するよう 8 月 28 日付で文書にて通知し、9 月 7 日締切りで回答を求めています。施行者から正式に文書にて回答をいただきましたら、検討の上、御説明をさせていただきたいと考えております。

以上、「伊勢市駅前 B 地区市街地再開発事業について」御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

◎辻孝記産業建設委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

御説明をいただきましたので、数点、お伺いをさせていただければと思います。

まず1点目に確認なんですけども、今日の資料以外のところなんですけども、先ほど入居条件の御説明がございました。その中で、適正な条件で不動産鑑定及びコンサルタントが提示した条件の範囲内かつ、というような(2)の文章でございます。

これについてお伺いをしたいんですけれども、今まで市が出してきた条件というのがあったと思います。これはコンサルタントの条件よりも一つ努力をするというような形で提示をされて、出されまして、この5月、6月、7月と順に協議をしてきた市の考える条件っていうのもありました。このことについてなんですけども、2月12日の教育民生委員協議会の記録の中にも、この令和2年2月12日に出してきた議事録の中では、この2月12日の示した条件でも入居は考えていない。これら施行者側ですね、そういうことになったときには契約をしない。ということは、2月12日の条件では市は入らないということで御答弁をいただいております。今回この出てきた入居の条件というのは、この市が考える条件という前回資料、前々回の資料よりも後退することを認める話なのか、それともこの市の考える条件というのは1歩も引き下がらない、これよりもよい条件じゃないと入る意思がない、どちらなのか分かりませんし、前回のこの2月12日の御答弁は生きたままなのかを、ちょっとここで確認だけさせてください。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

今現在、市の入居する条件、考える条件につきましては、資料に記載のとおり鑑定評価及びコンサルタントが示した適正な条件の範囲内、それからもう一つの条件としては、他の公益施設との整合が取れたものであることとしておりまして、この考え方については以前から変わりがないということでございます。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

質問に答えていただけますでしょうか。この条件から後退する気があるのかなのか、後退するということで今日の資料が出てきたのか、それともこれよりも下でしか入らないという話をするのか、どちらかお答えくださいと僕は言ってるんです。考え方を聞いとるわけじゃない。もう1回御答弁ください。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
健康福祉部次長。

●大井戸健康福祉部次長

条件につきましては先ほど申し上げたとおりでございます。不動産鑑定及びコンサルタ

ントが示した条件というのはお示しのと通りの金額になると思いますが、他の公益施設との整合が取れた条件、これにつきましては、一定の変数的なものが含まれているかと思うますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

再度御質問しますけども、この条件よりも後退することがあるのかないのかと。イエスかノーかで答えてくれれば結構なんですけど。もう一度御答弁いただけますでしょうか。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
健康福祉部次長。

●大井戸健康福祉部次長

はい、先ほど申し上げた、1点目2点目っていう条件を備えた上でですね、できるだけ市民の皆様にはですね、御理解いただけるよう議会の議論を踏まえた上で、入居条件については検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
野崎委員。

●野崎隆太委員

委員長、今の答弁おかしいと思うんですけども、もう一度答弁させてください。

僕が聞いているのは、前回資料よりも後退することがあるのかないのかという形で聞いているので。後退の可能性はないと言ってくればそれでいい話なんですけど、あるならあると言ってもらったら結構ですし、どちらかと。過去の議事録に基づいて議論をするのであれば、撤回するなら撤回すると言ってもらったら結構ですし、今の形の答弁は答弁になってないと思うので、もう一度御答弁いただくように委員長からもよろしくお願いします。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
健康福祉部長。

●鳥堂健康福祉部長

申し訳ございませんでした。先ほど来、委員が御質問いただいた件に関しましては、答えとしてはイエスです。イエスという形で進めさせていただきたい、そのように御理解賜っていただきたいと思います。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

市の考える条件よりも引き下がることはないということで御理解をさせていただきました。

あと、続いて先に確認だけさせていただければと思うんですけど、この再開発事業のほうについてちょっとお伺いさせていただきます。

これ、基本的には、今の時点でまちなかさんがこの形での公募をすることに、現時点で例えば同意をしたわけでもなければ、そういった判このある書類があるわけでもなくて、本日、議会にこの形でこの資料が出てきたのは、制度の説明を議会に対してしてるというそれだけということですか。同意したものがないということなので、どうなるか分かりませんがこんな制度もありますという、そこで止まっているということよろしいですか。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

今回、お示しさせていただいているのは、制度の説明もそうですけれども、制度を活用して再開発事業が成立する計画を求めている。それからもう一つは、売却による再開発が成立をする計画、そういったもの求めているというようなことの説明でございます。以上です。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

市はこの形を求めているということで御答弁いただいたということで、それとも向こうが求めているということですか、市ですか。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

私どもとしては、まず再開発事業を成立させたいという思いでございます。ですので、本来何もなければ、今の補助で成立すればいいんですけども、なかなか資金計画等で難しい状況であるということでございますので、県の助言もありましたように、私どもとしては再開発を成立させる計画を示してほしいということで、この資料にあります①番と②番の手法を考えていただきたいということで、求めているというところです。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

まず、今日この資料が出てきて意図が分かりませんでしたので。まちなかさんが例えばこれに判こをついてきて、この方向で行きますという報告ではなかったもので、なぜこれが出てきたことで、ちょっと確認をさせていただいた次第でございます。

もう1点、お聞かせください。この公募かけたときに、公募完了までのスケジュール、保留床の売却があるのかないのかも含めてですね、一般論で結構です。一般的に考えて明日終わるということは当然ないので、10月に終わるということも恐らく公募の期間を考えるとないと思うので、これいつ頃終わると、スケジュールとしては公募完了の結果が見えるのいつ頃だと。一般的な部分でも他市事例でも構いません。なので、それちょっとお聞かせください。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

このB地区の場合ですと、今、当初の計画、今の計画がですね、サ高住の部分で、変更するということはございますので、その変更が必要でございます。そういった事業の変更、それから権利変換計画の変更という部分がございまして、その期間が必要になります。その後の公募ということになってくると思いますので、公募は今聞いておるところでは、3月頃に完了するというような予定と聞いております。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

ちょっとお伺いをしたいんですけども、公募の完了が3月、年度末としましょう、仮に。年度末だったとするとですね、公募に関しては市は基本的には助言くらいするとしても民間と民間の取引ですので、例えばここに入ってくる、あそこに入ってくるのがここを買わせてほしいとかそういう話にはならないと思います。当然市がアドバイスをするわけじゃないので。ということは、保留床をどれだけ、どの階をどういうふうな形で保留床を出すかちょっと分かりませんけども、誰がそのビルを最終的に権利を、床の権利を持ってるか分からない状況になるのではないかと考えております。

これ決して特定の何かを指すものではないですけども、例えば保留床の最終的な所有者が、例えば宗教法人になるかもしれない。例えば福祉とは相反する企業が買うかもしれない。そういったビルに伊勢市が入るのかどうなのかっていう話は、結果次第では入ること自体が適切ではない。それは商売上当たり前ですし、法人の登記上であるとか法律上その法人が成立していること自体に問題がないけども、市とかかわるのは正しいことではない、もしくは福祉の部門がかかるのは正しくないというような方が持たれる可能性はある

わけです。そういったときに、公募の結果を待つまで市が入るか入らないか表明をするのは、これ客観的にというか、難しいのではないかなと思うんですけども、その点はどのようにお考えですか。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

まず売却、公募かけた場合の、こういった方が借り、買われるかどうかというところに関して申し上げますと、これは施行者の判断によるところもあるかと思いますが、まず一つは、用途の話でいきますと、再開発の目的を外したところでの売却になると再開発でなくなってしまうということもございますので、そこら辺は十分留意されることと思われます。

それから今、宗教の関係というような話もありましたけども、そこら辺は再開発の目的からも反するかどうか、ここでは判断しかねますけども、そういったところで行政からもそういった話もしますし、施行者としても公募かける中ではそういったことも考慮されるのではないかなと、そのように考えております。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

あえて反唱させていただきますけども、例えば全国的に見て、特定の宗教法人がまちづくりに逆に貢献をしてくれてるパターンというのも当然あって、例えばビルの所有者がそういった宗教法人とか特定の何かの法人であったりとか、特定の思想とか信条を持っていたとしても、ビルの所有者がそれっていうだけの話で、いろんなまちづくりに協力をしている事例は恐らく全国見ればあると思います。なので、購入すること自体には僕はそこまでハードルはないんじゃないかな。それはその宗教法人が収益事業でやるかもしれませんし、その収益事業の中でプラスマイナスでプラスというふうに判断をしたのであれば、投資目的で買うこと自体は何ら起こり得る話だと思っております。

ただ問題は、市が、特定の法人が場合によっては持つビルに対して、もしくは権利を持つビルに対して入居できるのかどうなのかっていう法的な話なので。もしくはその市民感情話なので。今の再開発の話を御答弁いただきましたけども、再開発計画に合致する計画を持ってきた登記上の法人がそうというだけであれば、阻害するは難しいのではないかなと思っております。公募である以上、当然その今の持ち主であるまちなかさんが決める話なので、ここで決める話じゃないですけども、ただ、その可能性がある以上は、公募の完了まで市が入るということを表明すること自体が僕は難しいんじゃないかなと思ってます。これ本当に可能だと思われますか。その入る入らない、ここで入るっていう表明をするのが可能という話ではなくて、その公募の完了待たずして、持ち主だれか分からへんところに市が入りますっていうのも感情的にちょっと理解ができへんのですけども、それ

についてもう 1 回だけ御答弁いただけますでしょうか。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
健康福祉部長。

●鳥堂健康福祉部長

ただいま御指摘いただけてますように、相手方が固まってない中で、私どもがどうさせていただくということを申し上げることは差し控えるべきであると。委員の御指摘のとおりだというふうに思います。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

今の御答弁のとおりだとすれば、この 1 番と 2 番の報告、入居条件がどうのこうのっていうのは、今例えば現段で入らないという表明をするならともかくとして、年度末まで据置きということですね。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
健康福祉部長。

●鳥堂健康福祉部長

私どもといたしましては、今回こちらにお示しをさせていただきました入居条件については、今までも申し上げてまいりましたとおり条件として貸ビル業が健全に行われており、そこで私どもも取りました不動産鑑定でありますとかコンサルタントからの提示された条件、適正な価格というものの、そういったものを満たし、かつその他の公共施設とのバランスの取れておる状況であれば入居についての交渉させていただきたいというところを報告させていただいております。

今の時点におきまして、取りあえずお答えをさせていただくということはちょっと時間的にも無理がありまして、こちらにつきましては、先ほど冒頭のところで説明させていただきましたが、まちなか開発株式会社に対して 7 日までに答えをくださいということで答えを求めているところでございます。出てきました答えをもって、どういった形で対応していくのかというところの結論を得てですね、その結論もまた、お示しをさせていただくというところまでお待ちいただきたいと思います。以上でございます。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

結論を聞こうとしているわけではないので。9 月 7 日の資料がどうのこうのという話じ

やなくてですね、都市整備部と健康福祉部で立場は違うのかもしれませんが、都市整備部は先ほど言ったとおりその保留床の売却に基づく貸付けの制度も利用を進めると、それを求めているということでやっているけども、その結果、3月末まではこれ誰が持ち主になるか分からへんで、市は入居するという意思表示をすることが難しいんじゃないかと僕は思っております。

実際、先ほど御答弁もいただきましたし、ただ前回の連合審査会のときに、この秋には銀行の融資が下りないかもしれない、会社として破綻する可能性があるというふうな御答弁をいただいておりますし、もしそうであれば、そもそも保留床売却の権利がその会社にあるのかすらも分かりませんし、仮にですよ、パタンとなったときに次の会社が、もしくは債権者、銀行かもしれませんが、この制度を活用するかどうかという話があるかもしれませんが、ちょっとですね、結局その7日まで待つてほしいというよりは、逆に7日まで待ったところでこの計画どおりにいけば3月の入居の意思決定ができないとなってきますと、やろうとしていた福祉計画はどこに行ったのかとか、この数年議論をしてきて駅前に4月にオープンしてやる、その計画はどこ行ったのかとなりますし、福祉健康センターを譲渡とする話もこれまた1年ぐらい先延ばしになるでしょうし、それを今この場で容認しろという話をするのはちょっと僕は難しい。何を考えておるんだというところありますけども、もちろん先も言ったように立場が違うので、都市整備部としてはこの案しかない。ただそうすると、3月まで入居しないを決めないのかということになるので、これ部同士でどういうお話をされたんですか。3月まで意思表示をできんという話をここで初めて気づいた話なのか、そんな話は一切出てなくて、っていう話やったらまだ分かるかもしれんけど、3月まで意思表示せんで大丈夫ということで健康福祉部は理解をされておる訳ですか。それでこの計画を進めてくれと都市整備部と話をしたっていう、どんな話をされたんですか。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

健康福祉部次長。

●大井戸健康福祉部次長

先ほどの御質問の中の一部でございますが、現在ですね、施行者さんをお願いさせていただいてます事業についての諸条件、私どもの入居条件の提示、それから再開発事業につきましての制度を検討されるかどうかという中では、資金計画をいろいろ考えていただく上での金融機関さんとも御協議いただいておりますことだと思っております。ですので、前回までの、秋までに入居のことが結果が一定程度必要かどうかということも含めて検討されているものと考えておりますので、そういったことも含めて施行者さんからの回答を待ちたいというふうに考えております。以上でございます。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

もう少しはつきり申し上げますけども、3月まで結論を出すことが難しいという形でさつき御答弁いただいたんですけど、それで僕らが納得すると思っとなるんですか。実際の入居するかどうかというのを決めるのは公募が終わるまで分からへんというのは仕方ないから3月まで待っていようかって言うと思いますか。どんだけ先延ばしにするのかって話になるかと僕は思うんですけど。一度これ議論を止めないと話にならへんってなりませんか、この健康福祉部のやつ。だって、3月まで入るかどうか分からへん、決めることができないっていう話を先ほど部長から御答弁いただいたわけで、条件がどうだろうが何であろうが、持ち主分からへん状況で入れへんっていう話を市の担当者がされているので、今。であれば、仮にこれ下の計画で市が入る前提の計画を出されたとしても、こんなもん受け付けられませんわって、うち入るか分かりませんもんってなりますよね。ちょっと僕は理解ができへんのですが、今の御答弁。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
健康福祉部長。

●鳥堂健康福祉部長

すみません、ただいま委員御指摘いただいております部分につきましては未確定な要素もございます。そういった意味で、ちょっとうちの次長のほうからお答えさせていただいております。まだどういった形でお答えをいただくのかが固まってない状況です。ただ、委員が御指摘いただいとる部分というのは、おおむねこういったものが予想されるという中でおっしゃっていただいております部分も多分にあるかと思います。ですので、先ほど私、一旦申し上げましたけれども、7日を期限としてどういった形で、私どもが示した条件に対して対応できるのかというところを金融機関との相談も踏まえた上で案を提示していただけるということになっておりますので、提示していただいた意見を基にどういった対応すべきなのか。ですので、今おっしゃっていただいておりますのは、3月までのところ、売却をするということになれば当然、相手方が未確定の中で、決まってない相手に対してどうしますこうしますということは言えませんというのを私、今お答えをさせていただきました。もう1点の、一旦7日には答えを出していただきますので、その答えを持って私どもとしてはどういう対応すべきかというところの回答を再度お示しをさせていただきますので、そちらをお持ちくださいということでお願いをしたいと思いますので、よろしく願います。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
野崎委員。

○野崎隆太委員

市の結論を聞こうとしている訳ではないので、市の結論が入居か、それとも入るか入らへんかって話ではなくて。やっぱりこの制度において3月末まで答えが分からない、この公募の条件の答えが分からないっていうような話で、片方はそれを進めてて、片方では市全体がおそらく同意をして進めているはずなので。一方で、本来は急がなければならない

はずのビルも全部これ完成して、いつじゃあ仮にもし入るとなってもですよ、3月以降にいつオープンすんのやっていう話になる。それは駅前に一時的に空っぽのビルができると言うたらいいかな、ことも含めて、それは逆に都市整備部が望む形でもないでしょうし、オープンしたらすぐに供用開始してほしいというのは本来望むべき形でしょうし。そういった意味で相反する資料を見せられてる気分と言えいいですかね。1番と2番が入る意思があるのかないのかっていうと、2番は建てる意思があるんやけども、1番も入る意思があって、これをくっつけると整合性が取れない資料が僕は出てきたような気がするんです。もちろん1番になっとしてでも入るは書いてませんけども、入る前提の議論をしているような気が僕はちょっとしないんです。

さっき言ったように、10月という期限が一つあって、10月の期限のことはどちらかと、健康福祉部ではなくて都市整備部が考える話なので、本来この福祉の部門としては今の御答弁でちょっと触れていただきましたけども、本来はこちらが答える話だと思ってます、そのビルの話なので。その上で、一度この段階で、あと半年延びるのであれば、きちっと表明をされるべきだと思います。というのも、先ほど来申し上げているとおり秋には金融機関の融資関係で厳しい場面が訪れるかもしれへんと議会の答弁の中で言ってる話で、本日別に新たな事実を持っている方がこの議場にいるわけじゃないので、会社のと通りの答弁だとすれば、あと1か月2か月の間に非常に厳しい場面が来る。でも市はこれを待ってどうするかって決めようと思うと、計画はよかったもんで、でも3月まで発表できへんのですというのは、相手方にとっては非常に失礼な話だと思う。結果、市が入らなかったから相手方がビルとしての事業計画を成し遂げることができなかったというような話になるのかもしれない。でも、3月まで待とうっていうのは、今までそのつくってきた福祉計画であるとか公共施設に関する計画とか、これをすべて遅滞させるという話なので、しかも1年以上。八日市場に関してはもう既に半年弱たっているんで、実際2年近く恐らく譲渡が遅れるんでしょうけど。その段でさらに4月になって公募の結果を見て、例えば持ち主がこの形であればちょっと難しいとなったらそこから考えるのかとなるので、僕としてはちょっとこの計画にのっとなって健康福祉部が議論を進めていくというのは、もう今日の委員会の時点では容認はできない。もっと早くに結論を出すべきですし、もし入るなら入るということで、持ち主が誰になろうが付き合うということできちっと表明される、市長の責任で。入らないなら入らないで、今の段で市長の責任において入らないと言うべきです。進めるなら進めるで責任を持ってやってもらったら結構です。反対するかしないかは別として。けども、3月まで待ってそれから考えようっていうのは、それは市民にとっても施行者にとっても失礼ですし、議会の議員としては認められないということだけ最後言わせてもらって、もうこれで結構です。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

他に御発言はありませんか。

小山委員。

○小山敏委員

私はちょっと確認をさせていただきたいんですが、まず、保健福祉拠点施設の入居条件

についてなんですけど。

我々が聞いてた、令和元年5月28日の全協のときに施行者のほうから示された公募条件というのが、我々に示されました。その時の話ですと、賃料が坪当たり8,000円で、敷金が賃料の12か月分で保証金が面積掛ける10万円、共益費は賃料の10%で、こういうふうな公募条件でした。

その後、基本合意締結の後この交渉を重ねて、その都度その都度施行者のほうからですね、条件をつり上げてまいりまして、共益費が賃料の20%とか、また階高変更による工事費の増額分6,000万円とか、究極は預かり金12億円の要求とか、こういったことが施行者側から入居条件で説明されたんですが、これらすべて拒否した上で、今日示されたこの2項目の条件、これを満たさない限り入居はないというふうに理解してよろしいですか。そのことは、相手方にも伝えてありますか。ちょっと確認をさせてください。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

健康福祉部次長。

●大井戸健康福祉部次長

委員御指摘のとおりですね、この今回示させていただきました入居条件、(1)(2)につきましては、従来からですね、私ども市のほうから施行者にお示しをさせていただいている、協議させていただいている条件でございます。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

小山委員。

○小山敏委員

では、この適正な条件があるんですが、本市が考えてる具体的な条件を数字でお示ください。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

健康福祉部次長。

●大井戸健康福祉部次長

現時点におきましてはですね、賃料8,000円、坪ですけど、月当たり8,000円、一時金なし。それから、管理・共益費が賃料の10%などでございます。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

小山委員。

○小山敏委員

駐車場料金はどのように考えておられますか。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長

駐車場の料金については、まだ駐車場の運営方法が施行者のほうで定まってないということでございますので、具体的な方法が定まり次第、本格的な交渉に入っていきたいと考えております。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
小山委員。

○小山敏委員

では、再開発事業のことでちょっとお聞きたいんですが、保留床の売却が、これがもしできなかった場合は、次の方策として都市開発資金の貸付に関する法律に基づく貸付金制度を活用するわけなんですけど、総事業費48億円ですね、その中で国からの交付金18億円、残り30億円のうち銀行からの融資が18億円期待できるとなると、足りない分が12億円ということで、保留床の売却で12億円何とかしたいと思うんですけども、そうすると12億円のうちの半分の6億円がこの貸付金になって、国と市が3億ずつと、こういう理解でよろしいでしょうか。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
都市計画課長。

●中村都市計画課長

すみません、こちらの制度で貸付けの額というのは保留床を売却する金額の2分の1になりますので、例えば建物全体を売却する場合ですと、今の資料でいくと32億円から33億円ぐらいの価値というふうに考えておりますので、その2分の1で16億円から16.5億円ぐらいの貸付金額になるような計算になります。ですもんで、その保留床をどれだけ売るかということによって貸付けの額というのが変わってくると考えられます。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
小山委員。

○小山敏委員

最後に、担保のことなんですが、前回の施行者が出席されて答弁された中で、その担保としてあの建物に抵当権つけて、銀行が1番抵当で伊勢市が2番抵当ということをお聞きしたんですが、2番抵当なんて何の意味もありませんので、価値ありませんので、伊勢市が考えてる担保とはどういうふうなものを考えておられますか。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

都市計画課長。

●中村都市計画課長

今、施行者さんに回答を求めているのは、伊勢市に幾ら貸してほしいかっていうのはその収支計画が出てこないと分かりませんので、その貸付金額の部分に相当する金額を保障できる担保を求めています。以上です。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

小山委員。

○小山敏委員

もうちょっと具体的に、何が担保に値するんでしょうか。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

具体的な担保というのは、これから施行者のほうから、どういうものをどういう形で、担保とすると、1番2番という話もありましたけども、そこら辺も今後お示ししていただければと思いますので、それを見てでないと、なかなかちょっと私どもとしては現在では分からないと、そんな状況です。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

小山委員。

○小山敏委員

この件に関しまして、市民の方からもかなり厳しいことを言われております。今までの交渉を聞いていますと、かなり伊勢市なめられてるなという気がいたしますので、毅然とした態度で、市民を裏切ることないようによろしくお願いしたいと思います。以上です。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

他に御発言はありませんか。

上村委員。

○上村和生委員

数点にわたってちょっと御質問させていただきたいと思います。

まず、(1)ですか、長期収支計画における健全経営が確保されることということとなっておりますけれども、先ほど課長の答弁の中では、この収支計画、多分私が思うには、いろいろと入居の条件、9、10階ですか、サ高住から変更になったとかいろんな条件が変わってきとるというふうに思いますけれども、このことを先ほど課長のほうからまだ示さ

れてないのでというようなことを言われたと、示されとるのかその辺ちょっとお聞かせください。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
都市計画課長。

●中村都市計画課長

今、それを文書で最終的に正式なもの求めているというような状況でございます。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
上村委員。

○上村和生委員

まだこれからということですよ。分かりました。

収支計画等と最終的な判断というのは、多分県がされるのかなというふうに思うんですけども、その収支計画の中身といいますかね、その部分について、市の意向といいますか市のチェックというか、その辺の部分が入るのかどうなのか、その辺をお聞かせください。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
都市計画課長。

●中村都市計画課長

今、その施行者さんに求めているのは、その収支計画について、金融機関さんのチェックもした上でというふうにさせていただいておりますので、まず収支計画が金融機関としてお金を貸付けができるかどうかというのも含めて回答いただくようになってますので、それでチェックをしたいと考えております。以上です。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
上村委員。

○上村和生委員

ということは、直接市がそのものに対してどうのこうのと審査をするということは全くないということで考えでよろしいんですか。また、私たち委員にもそのことが示されるのか、その辺も含めてもちろんですね、民間の業者のことでもありますので、そこができるのかどうなのか、ちょっと僕は分かりませんが、その辺ちょっと教えてください。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

収支計画については、その詳細というのは民間のところでございますので、全てが出せているものではないかなと思ってます。チェックというか確認ですけども、まずはその収支計画をそれでやっていけるかどうかというのは、金融が貸せるかどうかというところで非常に厳しいチェックが入ってくるのかなと思っています。そこを経ているということが重要なところでございます。それも前提とした上で、市の中でもできる中で確認をさせていただきたいと思っております。以上です。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

上村委員。

○上村和生委員

分かりました。もちろん当初、今回建てることに対してのチェックだというふうに私は思うわけでありまして、今後長期にわたってビル経営をされていくんだと思います。そんな中でいろいろ市としても入居するのかもしれないのか、これはこれからのことだと思うんですけども、入居しなくてもいろんなことで心配されるところはあろうかと思うので、その辺のチェックといいますか、その辺ができるようなことも今後必要ではないのかなというふうに思いますので、その辺もつけ加えてお話をさせていただきます。

それから、最後にさせていただきますけども、再度確認ということでありまして、1の(2)のところでは、適正な条件の範囲でなければ入らんというように書かれとると私は理解するわけでありまして、今まで当局の皆様方は、担当者の方々は条件内に入れようとして今まで努力されとったと思うんですけども、今、きっちりとそのことをこれ言われとんのかなと私は思うわけなんですけど、そのことだけ、入居しないという意思表示をしとるということですのでよろしいんですね、再度確認だけお願いします。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

健康福祉部次長。

●大井戸健康福祉部次長

はい、今回示させていただいた条件につきましては、従来からですね、施行者さん、それからこの市議会、委員会にもですね、お示しさせていただいております内容でございます。今回、施行者さんからいただく回答によりまして検討していくことになろうかと思いますが、現時点におきましてはこの条件を提示しているということで御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

他にございませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

ありがとうございます。いろいろと聞かせていただきました。もう少し聞かせていただけたらと思います。

今回は、施行者さんのほうにこの保留床の取得資金貸付の提案ということで話をさせていただいておる最中かと思いますが、これは施行者さんのほうから、例えばもうこの資金がどうしても必要なので保留床を売却をしてこういう貸付金の制度があるので活用したいという提案なのか、それともこちらからこういったものがありますという提案なのか、その辺まずお聞かせいただけますでしょうか。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

この貸付金制度につきましては、今までまちなか開発さんのほうから一時金というような、福祉のところでの条件というところがございましたんですけども、きっちり再開発のというところでの支援ということで考えるということで、私どものほうから県の助言もございました。そういったこともあって、私どものほうからお話させていただいたということです。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

はい、ありがとうございます。その入る入らんは別にしても、再開発事業としては何とか完成をさせたいという、先ほどもお答えをいただいておりますけども、そちらのほうからの提案でありますというふうに取りさせていただきます。

先ほどその回答が9月7日ということで、相手方に伝えたのが8月28日では期間が短いわけですけども、これは相手方も納得した上で収支計画を変更したりとか、また保留床を売却してくれという話はなかなか施行者さんにとっても大変なことではないかと思いますが、その辺の期間も加味した上で、相手方も納得した上での9月7日の回答期限ということによろしいですか。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

はい、今回求めておる回答は非常にいろんな調整もいるような重要なことであると思いますが、これまでの交渉の中でいろんなシミュレーションを、売却のことやったりとかということはさせていただくというような前提の下、このような期限を切らせていただいて、相手さん方にも納得いただいておりますとそのように考えております。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

分かりました。９月７日ということでありますけども、またその回答をもって私たちにどういった回答があったのか教えていただける日にちというのは考えていただいておりますでしょうか。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

今ここで何日ということですが、この回答をもって速やかに検討して、できるだけ早く御説明させていただけるようにしたいと思います。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

ぜひ、どうなったのかというのは速やかに報告のほうしていただけたらと思います。

先ほどは野崎委員からも貸付金制度を活用した貸付けするまでに大変時間がかかるのではないかと、先ほど権利変換のことであつたり、また、その公募をして譲渡しようとしたにもかかわらずできなかった場合という形の貸付制度となっており、３月ぐらいいまではかかるということで聞いたわけですが、これは貸付けの相手方にお金を渡せるものが３月ごろなのか、それとも譲渡できなかった場合というのが決まって、それからいろんな予算化等を含んで貸付けが相手方に渡る、渡るといってお金を貸し付けることができるのはどれぐらいの期間になっていくのか教えていただけますでしょうか。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

公募後すぐということにはならないと思います。その後の手続とかいうようなことが諸用件あると思いますので、今ここでどれが何か月というところまではちょっと把握しておりませんが、公募終わって、なかったからすぐということではないと思います。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

分かりました。また教えていただけたらと思います。

買手がつけばというか、そういうことも一つ考えられるのかも分からないですけども、その辺、貸付けがつけばできなくなるということになる。収支計画のほうもそれでまた変わってくるのかもしれませんが、今のところその12億円が足りないということである話が出ている中で、この貸付けをするための保留床の売却をする、何階分を売りに出されるのか、ちょっとその辺は相手方が決めることかもしれませんが、最低でもどれぐらいは必要かなというふうには当局のほうはどのように考えているのでしょうか。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長
どれだけというのは、ちょっと私どものでは分かりかねるところでございます。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
吉岡委員。

○吉岡勝裕委員
例えばもしなんですけども、その保留床、伊勢市の場合、最初は保留床を買取りということで一番最初計画がありました。そのときに、いろんな補助金等もあって、これぐらいで買取りならできると。しかしながら、いろんなリスクを考えて、そしてまたいろんなデメリット、メリット考える中で賃貸のほうにというふうになったわけなんですけども、もし保留床の売却の金額等が相当安い金額でもし出てきたというようなときに、もし今伊勢のほうを買うというふうなことは今は考えてはいらっしゃらないということでしょうか。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
福祉総務課長。

●大桑福祉総務課長
賃借か取得かについてはよく検討重ねて結論を出したものでございます。伊勢市が買うことは現在のところ考えておりません。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
他に御発言はありませんか。
宿委員。

○宿典泰委員
あらかた他の委員が聞いていただきましたので、ちょっと別の観点で御質問申し上げたいと思うんですが、今さらの話でありますけれども、再開発事業の真の目的というのは、

どういったあれなのか、ちょっと御説明をください。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
都市計画課長。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
暫時休憩します。

休憩 午前10：57

再開 午前10：57

◎辻孝記産業建設委員会委員長
休憩前に引き続き会議を開きます。
都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

再開発事業については、まず駅前の土地について健全な土地利用、高度利用を図ると、それをもって中心市街地の活性化につなげると、そういうような目的で進めておるところでございます。以上です。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

分かりきったことを聞いて申しわけなかったんですけども、実際に今の状況から見ると、保留床まで売却をするかも分からない事態に陥ってます。その中へまた貸付制度というような、私たち非常に勉強不足だったと思うんですけども、こういう制度の中で、もしこの制度を使われるということになると、あとまだ25年のお付き合いをしていくというようなことになるわけでありましてけれども、そういった状況になって、この真の目的であった再開発事業というのは成功と言えるのかどうかということ、今の状況下での話ですけども、御返答いただきたいと思います。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

貸付制度を活用するとなれば、最大で25年で返却ということでございます。ただ、それが健全に運営されておると、それを目指してこの制度もあるわけでございますけれども、そういった状況であれば当然そこへ訪れる方々を中心ににぎわいにつながっていくと、そのように考えております。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

当然私たちも再開発事業が失敗することを祈っとるわけではないんですね。中心市街地としてB地区のビルが、次長言われるように健全に運営されて、あそこを中心に人出も出てにぎわいを創出するということができればいいとは思いますが、それは机上の話であって、現実やはり保留床まで売却をせないかと、貸付制度も利用せないかというような状況になったときにですね、私前回質問をさせていただきましたけれども、これは当初の事業計画からもう大変逸脱をしておるし、その資金力に至っては計画とは全然違う状況になっておると。それで、大変事業者には申し訳なかったけれども、もう事業としては破綻状況と違うかということをお願いしたと思うんですね。その破綻状況であったものを貸付制度を利用してこういうスキームの中で25年あとお付き合いをしていくということになったときに、これはやはり今の事業として当局の皆さんに問われる話だと思えます。

当然、これは市長の政策で出てきた話ですから、責任の話も出るかも知れませんが、本当に長いスパンの中で結果を見ていくと、ここにおるほとんどの人はもういないみたいな話になるわけでありますから、その辺りについて当然慎重に構えていただきたいというのは私の希望なんですけれども、実際にはこれを成功せんがために伊勢市が入居を決めるというようなことは万が一ないとは思いますが、何かその辺りのことは市に全部覆いかぶさってきたような状況ですけれども、そこら辺の判断は、皆さん職員としても伊勢市民の方がどのように考えていくんだろうというようなことも当然考えてもらっては思うんですが、その辺りもう少し見解をお聞かせを願いたいと思います。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
都市整備部次長。

●荒木都市整備部次長

今、委員仰せられたとおり現在の再開発事業については当初計画とは違ってきておるといふようなところでございます。ただ私どもとしても中心市街地の活性化ということで再開発事業を成功させたいという思いは持っております。その中で法律に基づいた制度があると、その範囲の中でございますけれども、それを活用をする、別の手段は、その売却ということがありますけれども、活用するなりそういう手法を取ってまちのにぎわい、活性化につなげていきたいと、それを第一に考えておるところでございます。そういった中で福祉拠点についてもその目的、そういった形で今後検討していくということになるかと思えます。以上です。

◎辻孝記産業建設委員会委員長
宿委員。

○宿典泰委員

成功させたいという思いは非常に分かりますけれど、そういったことも含めて、福祉拠点の入居する云々というのはまた私違う場面で御質問申し上げたいと思うんですけど、再開発事業というのが、やはり民間の方の活力というのか民間の方の力量に応じてやっていただく話ですけど、それをもう超えてしまつとるのではないかなと、こんな気がします。

当然、民間の方も金融機関と相談の中で今後進んでいく話だと思いますけれども、先ほど課長から32億円から32.5億円と、保留床を全部売却した場合の金額が出ました。その半分という16億円、16億円のうちの8億円が伊勢市から出すということになって、それを25年間またこれ追っていくという話になるわけであります。

大変な状況下の中で、本当に再開発事業というのはこういう形が本当に成功なのかなというような思いがあつて、それと、ここへ入る入らんの判断がそれまでなかなかつかない話ですし、小山委員から担保の話もありました。当然私も担保の話もお聞きしようと思つて結論が、お答えをいただいたのでいいとは思ふんですけど、いつ何どきこの25年間の中で伊勢市が負債を抱えるかというようなことになりかねない状況です。そういった状況をきちっと判断をしながらやっていただかんと、何も福祉拠点やという気にやっぱりならざるを得んのですね。その辺り、どうしても9月7日ですか。結論というのか、向こうのいろいろと情報が見えるようですけど、それを踏まえた中で、あまり成功させんがためにというようなことで、いろいろ前へ進んでしまうということも判断の一つになってくるんだと思います。どうぞその辺りのことを慎重に構えていただきたいんですけども、部長からお言葉あつたら教えてください。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

都市整備部長。

●森田都市整備部長

これまで御答弁させていただきましたように、伊勢市の駅前については活性化、またにぎわいの創出ということで、これまでも様々な施策を行いながら取り組んできた、また施策を実施してきたところでございます。

この再開発事業もその一つでございまして、今回私どもとしては、駅前を活性化することがまた伊勢市の活性化にもつながるということで取組をさせていただいております。御心配をいただいておりますとおり今回、事業費の部分でいろいろ課題も出てまいりました。その中で御心配いただくことも私ども分かるんではございますが、あくまでも行政としてできること、これは行政としては、それぞれ国また市の制度にのっとりた支援、またそういったことをさせていただいた上で、あくまでもこれは施行者側が事業として成立する、健全に今後も運営していけるという条件のもとでございすけれども、そういった制度を活用しながら事業を運営していけるということを導いていくというところを考えておるところでございす。

今回そのチェックとしましては、これも御答弁させていただいておりますけれども、金融によるチェック、これは一つ金融機関も当然そのあとの経営状況によって貸付けもしてい

ることでございますので、金融も成立するかどうかというチェックがしっかり入りますし、そういった中で私どもとしては担保、これはこういった担保が示されるかということになりますけども、担保もしっかり確認しながら、7日の回答をもって市としての考え方を整理し、検討し、お示ししたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

◎辻孝記産業建設委員会委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記産業建設委員会委員長

御発言もないようでありますので、説明に対しての質問を終わります。

続いて委員間の自由討議を行います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記産業建設委員会委員長

発言もないようでありますので、自由討議を終わります。

以上で「伊勢市駅前B地区市街地再開発事業について」を終わります。

産業建設委員会委員の皆様にお諮りいたします。

「中心市街地活性化に関する事項」につきましては、引き続き調査を継続していくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎辻孝記産業建設委員会委員長

御異議なしと認めます。

本件については引き続き調査を継続いたします。

次回の開会につきましては、先ほど当局側から9月7日に返事が来るという予定なので、近々に皆様にお諮りさせていただきたいと思いますので、緊急な通知になるか分かりませんが、御承認願いたいと思います。

以上で御審査いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員会・教育民生委員会連合審査会を閉会いたします。

閉会 午前11時08分

上記署名する。

令和 2 年 9 月 4 日

委 員 長

委 員

委 員